



### ●話し合いが進まない理由

めでたく結婚をしても、さまざまな理由でいざ離婚となる場合に、未成年の子どもの親権、養育費、離婚までの婚姻費用、慰謝料、財産分与、面会交流、年金分割の按分割合など、決めなければならない事項がたくさんあります。当事者がこれらを取り決めればよいのですが、相手が離婚に応じてくれないときには、なかなか離婚の話し合いが進みません。離婚はいつまでにしなければならないといった制限期間が存在しないため、何年かかるといったことも珍しくありません。そこで前回お話しした調停となりますが、調停も話し合いの手続きですので、相手が離婚に合意してくれない場合などには、調停は不成立となり離婚をすることはできません。では、どうする？離婚。

### ●調停と審判の違いは？

当事者同士が調停でほとんどの項目について合意ができていのに、些細な事情で調停が決裂しそうな場合などにおいて、裁判官が離婚を判断するのが**審判離婚**です。審判が利用されるケースは、調停で意見がほとんど一致しているにもかかわらず、ほんのわずかな食い違いで完全に合意できない場合、また、調停を成立させるための期日に当事者が出廷できなくなった場合などです。一方、当事者が外国人で本国に帰ってしまい、調停を成立させられないケースなどでも利用されます。従って当事者間で大きく対立している場合には審判離婚できません。また、審判での決定には、裁判での判決と同じく法的拘束力があります。調停との違いは、調停は調停委員に間を取り持ってもらい話し合いするのが基本です。離婚するかしないかの最終的な判断は当事者です。一方で、審判の場合、審判のベースに調停があるとはいえ、離婚が妥当だという判断を下すのは裁判官です。最終的な決定権が当事者ではなく裁判官にあることが、離婚調停とは異なる審判離婚の特徴です。

(補足) 離婚審判は望めば誰もが申し立てられるものではありません。審判離婚を行うべきかどうかの判断は裁判官にゆだねられており、審判離婚が妥当なケースだと裁判官が判断した場合のみ、申し立ての手続きに進むことが可能です。



### ●どうする？審判離婚

審判離婚の開始から離婚成立までの流れは次のとおりです。

1. 審判離婚の申し立て  
家庭裁判所へ「審判申立書」を提出し、離婚に対する審判の申し立てを行います。
2. 異議の申し立て  
審判での決定に納得できない場合は、審判後2週間の期間内に限り、異議申し立てが可能です。この期間に当事者のどちらからも異議申し立てがなされなければ、審判後2週間が経過した時点で審判が確定し、離婚成立となります。
3. 離婚届の提出  
審判確定日から10日以内に、裁判所から発行される**審判確定証明書**と**審判書謄本**を添えて、役所へ離婚届を提出すれば、離婚手続きは完了となります。届出期限を過ぎると過料がかかる場合があるので注意。(戸籍法第137条)
4. 年金分割の手続き  
按分割合も審判書謄本に記載されますので、上記3の二通の書類及び当事者の婚姻期間を証明した戸籍を添え、年金事務所に請求者のみで分割手続きを行うことができます。

(ありがとうございました ゆたか)

### こんにちは !!

みなくさ社労士・FP事務所	050-7116-8551
社労士事務所 HONEST	06-6910-8317
多賀 貴志社会保険労務士事務所	0749-27-3993
西岡社会保険労務士事務所	0749-55-0963
社会保険労務士中山貴之事務所	0749-59-5626
野村社会保険労務士事務所	0749-62-2684
前田直樹社会保険労務士事務所	0749-74-0347
橋本将詞社会保険労務士事務所	075-755-0157
大隈社会保険労務士事務所	0770-56-2778
アール・オフィス松尾	077-514-2570
タマキ社労士事務所	077-563-7095
コンフィアンス社会保険労務士事務所	077-575-1115
鈴木社労士事務所	077-583-9490



## みなくさ社労士・FP事務所

特定社会保険労務士  
ファイナンシャルプランナー(CFP)

谷口 暢生

〒525-0047 滋賀県草津市追分3-23-18  
サンクリエート追分208  
TEL 050-7116-8551 FAX 050-3588-4512  
E-mail: n-taniguchi@minakusa-srpf.com  
https://minakusa-srpf.com/

## コンテンツ

- ハラスメント 撲滅月間 1面
- その交通事故が 労災だったら(6) 2面
- 「人」の定着 に向けて 3面
- やさしい年金 4面

## 「ハラスメント撲滅月間」

毎年12月は、「ハラスメント撲滅月間」とされています。

以前にも、事務所通信「こんにちは!!」で案内していますが、令和4年4月から、全ての規模の事業所で、パワーハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

具体的には、

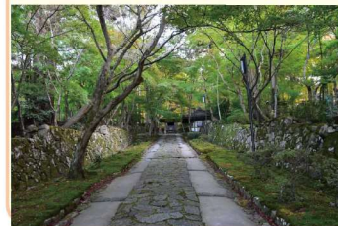
- 1) 事業主の方針等の明確化および周知・啓発
- 2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3) 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応
- 4) 併せて、プライバシーの保護や、相談したこと等を理由として、不利益な取り扱いがなされないことの周知啓発



などの取組を行っていかねばなりません。

ハラスメントは、それに対する基準や考え方などの感覚が、一人一人で違っていることが多いと思われます。自分では、「これくらいはハラスメントではない」と思って行っていることが、重大なハラスメント問題に発展することが多くあります。

社内において、パワーハラスメントに限らず、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなど、あらゆるハラスメントが起こらない体制を作っていくためには、ハラスメントに関する研修や、社内コミュニケーションの活性化を図るための取組を、定期的、継続的に行っていくことが大切だと思います。



12月の「ハラスメント撲滅月間」を機会に、ハラスメントのない、働きやすい職場環境を維持向上させていくために、どんなことができるかを社内で話し合ってみられては如何でしょうか。

(タマキ)



国宝 金剛輪寺

撮影 びわこの狸



## その交通事故が労災だったら (6)

今回は交通事故の治療後、後遺障害が残った場合についてみていきましょう。

後遺障害とは、交通事故により受けたケガや病気が、治療後もなお残存している後遺症のうち、自賠責保険が定める基準に当てはまるものをいいます。

具体的には

- 1) 交通事故によるケガや病気の治療（症状固定）後も症状が残っている
- 2) 残った症状が交通事故を原因とすることが医学的に認められる
- 3) 残った症状により労働能力が低下・喪失している
- 4) 労働能力の低下・喪失の程度が自賠責保険の定める基準に当てはまる

以上の4つの要件を全て満たすものになります。

等級は、介護を要する後遺障害第1級（4,000万円）第2級（3,000万円）とそれ以外の後遺障害として第1級（3,000万円）～第14級（75万円）に区分され、労災保険の障害認定基準と同様で、認定された基準により慰謝料や逸失利益等を決めていくことになります。

### 労災保険からの給付

労災保険の障害等級1～7級に認定されると障害（補償）年金が受給できます。但し損害賠償との調整のため、事故から最大7年間は支給停止となる場合があります。

休業の場合と同様で、障害特別支給金や障害特別年金は支給調整の対象外です。

### 障害年金

労災による交通事故の場合、傷病手当金等の健康保険の給付は受けることができませんが、障害（基礎・厚生）年金は受給することができます。交通事故に遭った方で労災保険の適用を受ける方の多くは厚生年金保険に加入中と思いますが、請求のためには初診日における保険料納付要件の確認が必要です。障害（基礎・厚生）年金も損害賠償との調整のため事故日から最大3年間の支給調整があります。また労災からの障害（補償）年金を併せて受給する場合、障害（補償）年金が併給調整のため減額されます。

個別の案件は担当社労士にご相談ください。

(ごろー)



## 「人」の定着に向けて・・・ Vol 93

(しょうし)

### 二宮 尊徳 の言葉

道徳を忘れた経済は、罪悪である。  
経済を忘れた道徳は、寝言である。

今回は、「人望力」の3つ目の要諦、「金銭通」について話します。これは単純に無駄なお金を使わない、節約という話ではありません。節約する以上に難しいのは、その使い方です。「お金」は使ってこそ活きるという考えを持ち、無駄なところには使わないというのが金銭通です。人の心を掴むお金の使い方、これは人が集まりそうです。

二宮 尊徳は、薪を背負いながら勉強をしている銅像が有名な二宮 金次郎です。

小田原藩家老服部家で奉公をしていた頃、女中が給金の前借を頼みにきました。理由を聴くとまとまった薬代がいるとのことでした。ただ、その女中はかなり先の給金まで借りてしまっていて、しばらくは給金を貰えないとのことでした。そこで金次郎が「給金を貰えなくても返す方法」を提案します。それが、「薪の燃やし方」です。薪をしっかりと完全燃焼させ、無駄な薪を使わないことです。そして、その火力がしっかりと鍋全体に行きわたるように、鍋の底をよく磨いて、鍋底の煤（すす）をしっかりと取る（簡単にいえば、掃除する）事です。さらに、金次郎は、「薪が残ったら買い取る」「鍋底の煤も買い取る」と女中に言いました。それから、女中は懸命に、鍋底の煤をしっかりとって、薪をしっかりと節約し、給金以外に金次郎から金銭をもらいました。それが広まり、結果として、服部家の燃料代（薪代）は大幅に少なくなり、もちろん、この効果だけではありませんが、これらのような小さなことの積み重ねが、服部家の財政立て直しに導くだけでなく、女中ほか働き手のモチベーションもしっかりと上がったという話です。

「金銭通」とは、少し話がずれたように思われる方もおられますが、無駄なことに気づかせる、残った薪や鍋墨もよそに売って金銭を得る。それをまた節約したものに還元する。少しカラクリめいたところはありますが、お金をうまくまわした、という風に考えることはできます。

企業活動は、常に考えをめぐらし、お金をまわしてお金を得、循環させて還元させる。実行していることはこのようなことではないでしょうか。その「まわして」の部分で、ヒトに魅力や面白さを含ませる。皆さんばかりではなく、我々、社会保険労務士でも同じ、ことだと思います。

